

自転車の安全利用の促進

ヘルメット あごひもカチッと 出発だ

1 交通ルール・マナーを守る

○ 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手て保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

- ・ 違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転および酒類

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- ・ 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 酒類の提供・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

信号や一時停止、歩行者優先など交通ルールをしっかり守り、交通事故防止に努めましょう。

2 ヘルメット着用促進

頭部の損傷は致命傷となり、重度の後遺症が残る場合があります。事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

3 自転車動画の紹介

北海道警察では、札幌ミュージック&ダンス・放送専門学校の方々と制作した自転車ヘルメット着用を呼びかける動画を北海道警察公式チャンネルで公開しています。



○ 知っていますか？自転車運転者講習制度

自転車の講習に関し一定の違反行為（信号無視、通行禁止違反等）を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられます。



令和7年5月号



札幌方面岩見沢警察署
栗沢駐在所
電話 45-2042

3月中の事件事故発生状況

○ 人身交通事故	0件
○ 物損交通事故	6件
・ 最上	2件
・ 栗部	1件
・ 耕成	1件
・ 岐阜	1件
・ 越前	1件

※ 犯罪発生はありません。

ゴミ焼き・野焼き 不法投棄は犯罪です！

例年、この時期に栗沢町内で、ゴミの野焼きが原因の野火火災や不法投棄が発生しています。

- ・ 枯れ草や一般家庭ゴミ等の不要物を屋外で焼却する行為
- ・ 正規の手続き以外でゴミを搬入する行為

は違法です。

また、これから空気が乾燥する時期ですから、大規模な山火事などに発展する危険性がありますので絶対にやめましょう。



山菜採りにおける遺失防止のために

例年、行者ニンニクやタケノコ等の山菜を求めて入山し、道に迷ったり

沢に転落する事故が起きています。

慣れた山でも、油断すると「危険な落とし穴」があることを忘れず、次のことに注意して下さい。

- 家族に行き先と帰宅時間を伝える。
- 単独での入山は避け、一緒に行動する。
- 携帯電話、非常食、水、熊鈴、笛を携帯する。



北海道警察からのお知らせ

悪質業者は う・そ・つ・き

うまい話を信用しない！

そうなんす！

つられて悪事をしない！ すぐに果敢に！

きっぱり！はっきり！断る！

問合せ先 北海道警察

暴力団追放 3ない運動+1 「利用しない」、「恐れぬ」、「お金を出さない」、「交際しない」

岩見沢警察署 TEL 0126-22-0110